

## 日本ホーリネス教団墓地への納骨に関するご案内

ご遺族の皆様へ、主イエス・キリストによる深い慰めがありますようにお祈りいたします。東京霊園内にあります当教団墓地への納骨(埋葬、改葬、分骨)の諸手続きについて説明させていただきます。

1. 納骨(埋葬、改葬、分骨)を希望される方は、所属教会の牧師の了解を得たうえで、『日本ホーリネス教団墓地(東京霊園)納骨申請書』を、下記担当者へ郵送、FAX またはEメール添付でお送りください。後ほど、納骨の可否について連絡させていただきます。
2. 教団主催の合同納骨を、毎年4月および10月に行っております。また、諸事情によりやむを得ず他の日をご希望の場合は、相談に応じますますのでご連絡ください。その場合、墓石開閉料 44,000 円のご負担もお願いすることになりますのでご了承ください(4月および10月の合同納骨時は、教団が負担いたします)。
3. 納骨(埋葬)をご希望の方は、当日、『**埋(火)葬許可証**』を必ずご持参ください。この証書は、火葬をされた斎場において、手渡し、または骨壺の脇におさめられたりしています。
4. 納骨(改葬)をご希望の方は、現在、埋葬されているお墓の地域を管轄する自治体(市区町村長)が発行する『**改葬許可証**』が必要になります。『改葬許可証』を発行していただくためには、埋葬されているお墓の管理者が証明した『改葬許可申請書』と、東京霊園が発行する『受入証明書』(発行手数料3,300円)を自治体窓口へ提出する必要があります。『受入証明書』については、代わりに当教団が所持している『墓所使用承諾証』のコピーでも可能(手数料無料)な場合がございますので、自治体窓口にお問い合わせなさることをお勧めいたします。手続きに一ヶ月ほどの日数を要する場合がございますので、早めにお申し出ください。
5. 納骨(分骨)をご望の方は、火葬場の管理者、または埋葬されているお墓の管理者が発行する『**分骨証明書**』が必要になります。管理者によっては、積極的に書類を用意しない場合もありますが、確かにこれが発行されますようお願いをしてください。
6. 納骨(埋葬、改葬、分骨)の費用は、①日本ホーリネス教団に、一体につき永代管理料として5万円、納骨料として2万円(同時に複数の場合は、2体目から一体につき1万円)のお支払いをお願いします。支払い方法は、後ほど連絡いたします。②東京霊園に、事務費として 2体まで3,300円、3体以上は、5,500円が必要となります。
7. 教団墓地は、東京都八王子市にある東京霊園【〒193-0826 東京都八王子市元八王子町 2-1623-1 電話 042-661-6734】の一角にあります。納骨当日、お持ちいただくものは、①ご遺骨、②ご遺影、③必要書類(上記の太字の書類いずれか)、④霊園への事務費 3,300円(または5,500円)になります。詳しくは、後ほど改めてご案内させていただきます。

主の平安を祈りつつ

日本ホーリネス教団 奉仕局  
教団墓地担当 遠藤京子(立川栄町教会牧師)  
〒190-0003 東京都立川市栄町 6-9-23  
TEL/FAX 042-535-5893 (携)090-1237-9996  
Eメール okotobadoori@gmail.com